

設計業務等標準積算基準

平成26年10月1日

平成27年 4月 1日一部改正

この図書の全部または一部について
販売目的のために、複写（複製、転載、
磁気データ作成等）することを禁止する。

福島県土木部

第1編 測量業務

第1章 測量業務積算基準

第1節 測量業務積算基準	1-1- 1
1-1 適用範囲	1-1- 1
1-2 実施計画	1-1- 1
1-3 測量業務費	1-1- 1
1-3-1 測量業務費の構成	1-1- 1
1-3-2 測量業務費構成費目の内容	1-1- 1
1-4 測量業務費の積算方式	1-1- 3
1-4-1 測量業務費	1-1- 3
1-4-2 変化率の積算	1-1- 12
1-4-3 技術管理費の積算	1-1- 13
1-5 近接して発注したい場合の積算	1-1- 15

第2章 測量業務標準歩掛

第1節 基準点測量	1-2- 1
1-1 1級基準点測量	1-2- 1
1-1-1 新点5点	1-2- 1
1-2 2級基準点測量	1-2- 3
1-2-1 新点10点	1-2- 3
1-3 3級基準点測量	1-2- 5
1-3-1 新点20点	1-2- 5
1-4 4級基準点測量	1-2- 7
1-4-1 新点35点永久標識設置なし	1-2- 7
1-5 基準点設置	1-2- 9
1-5-1 新点10点地上埋設(普通)	1-2- 9
1-5-2 新点10点地上埋設(上面舗装)	1-2- 11
1-5-3 新点10点地下埋設	1-2- 13
1-5-4 新点10点屋上埋設	1-2- 15
1-5-5 新点10点コンクリート杭設置	1-2- 17
1-6 打合せ協議	1-2- 19
1-7 基準点測量変化率	1-2- 19
1-7-1 地域差による変化率	1-2- 19
第2節 水準測量	1-2- 20
2-1 水準測量	1-2- 20
2-1-1 1級水準測量観測	1-2- 20
2-1-2 2級水準測量観測	1-2- 22
2-1-3 3級水準測量観測	1-2- 24
2-1-4 4級水準測量観測	1-2- 26
2-2 水準点設置	1-2- 28
2-2-1 水準点設置(永久標識)	1-2- 28
2-2-2 水準点設置(永久標識以外)	1-2- 30
2-3 打合せ協議	1-2- 32
2-4 水準測量変化率	1-2- 32
2-4-1 地域差による変化率	1-2- 32

第1編 測量業務

第1章 測量業務積算基準

第1節 測量業務積算基準	1-1- 1
1-1 適用範囲	1-1- 1
1-2 実施計画	1-1- 1
1-3 測量業務費	1-1- 1
1-3-1 測量業務費の構成	1-1- 1
1-3-2 測量業務費構成費目の内容	1-1- 1
1-4 測量業務費の積算方式	1-1- 3
1-4-1 測量業務費	1-1- 3
1-4-2 変化率の積算	1-1- 6
1-4-3 技術管理費の積算	1-1- 7
1-5 近接して発注したい場合の積算	1-1- 9

第2章 測量業務標準歩掛

第1節 基準点測量	1-2- 1
1-1 1級基準点測量	1-2- 1
1-1-1 新点5点	1-2- 1
1-2 2級基準点測量	1-2- 3
1-2-1 新点10点	1-2- 3
1-3 3級基準点測量	1-2- 5
1-3-1 新点20点	1-2- 5
1-4 4級基準点測量	1-2- 7
1-4-1 新点35点永久標識設置なし	1-2- 7
1-5 基準点設置	1-2- 9
1-5-1 新点10点地上埋設(普通)	1-2- 9
1-5-2 新点10点地上埋設(上面舗装)	1-2- 11
1-5-3 新点10点地下埋設	1-2- 13
1-5-4 新点10点屋上埋設	1-2- 15
1-5-5 新点10点コンクリート杭設置	1-2- 17
1-6 打合せ協議	1-2- 19
1-7 基準点測量変化率	1-2- 19
1-7-1 地域差による変化率	1-2- 19
第2節 水準測量	1-2- 20
2-1 水準測量	1-2- 20
2-1-1 1級水準測量観測	1-2- 20
2-1-2 2級水準測量観測	1-2- 22
2-1-3 3級水準測量観測	1-2- 24
2-1-4 4級水準測量観測	1-2- 26
2-2 水準点設置	1-2- 28
2-2-1 水準点設置(永久標識)	1-2- 28
2-2-2 水準点設置(永久標識以外)	1-2- 30
2-3 打合せ協議	1-2- 32
2-4 水準測量変化率	1-2- 32
2-4-1 地域差による変化率	1-2- 32

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

1. 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ &\quad + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1又は別表第2により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等積算基準」による。
なお、測量調査についての運用は別表第3による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	87.8%	462.5	-0.1266	44.9%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経费率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

1-4 測量業務費の積算方式

1-4-1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

1. 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} \\ &\quad + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

2. 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

3. 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等積算基準」による。

なお、測量調査についての運用は別表第2による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経费率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A, b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

別表第2

測量作業諸経費率早見表

A =	b =
462.5	-0.1266

6枚中1枚

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
0 — 503	87.8
504 — 507	87.7
508 — 512	87.6
513 — 517	87.5
518 — 521	87.4
522 — 526	87.3
527 — 531	87.2
532 — 536	87.1
537 — 541	87.0
542 — 546	86.9
547 — 551	86.8
552 — 556	86.7
557 — 561	86.6
562 — 566	86.5
567 — 571	86.4
572 — 576	86.3
577 — 582	86.2
583 — 587	86.1
588 — 592	86.0
593 — 598	85.9
599 — 603	85.8
604 — 609	85.7
610 — 615	85.6
616 — 620	85.5
621 — 626	85.4
627 — 632	85.3
633 — 638	85.2
639 — 644	85.1
645 — 650	85.0
651 — 656	84.9
657 — 662	84.8
663 — 668	84.7
669 — 675	84.6
676 — 681	84.5
682 — 687	84.4
688 — 694	84.3
695 — 700	84.2
701 — 707	84.1
708 — 714	84.0
715 — 720	83.9

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
721 — 727	83.8
728 — 734	83.7
735 — 741	83.6
742 — 748	83.5
749 — 755	83.4
756 — 762	83.3
763 — 770	83.2
771 — 777	83.1
778 — 785	83.0
786 — 792	82.9
793 — 800	82.8
801 — 807	82.7
808 — 815	82.6
816 — 823	82.5
824 — 831	82.4
832 — 839	82.3
840 — 847	82.2
848 — 855	82.1
856 — 864	82.0
865 — 872	81.9
873 — 880	81.8
881 — 889	81.7
890 — 898	81.6
899 — 906	81.5
907 — 915	81.4
916 — 924	81.3
925 — 933	81.2
934 — 942	81.1
943 — 951	81.0
952 — 961	80.9
962 — 970	80.8
971 — 980	80.7
981 — 989	80.6
990 — 999	80.5
1,000 — 1,009	80.4
1,010 — 1,019	80.3
1,020 — 1,029	80.2
1,030 — 1,039	80.1
1,040 — 1,050	80.0
1,051 — 1,060	79.9

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第2

測量作業諸経費率早見表

A =	b =
462.5	-0.1266

6枚中2枚

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
1,061 — 1,071	79.8
1,072 — 1,081	79.7
1,082 — 1,092	79.6
1,093 — 1,103	79.5
1,104 — 1,114	79.4
1,115 — 1,125	79.3
1,126 — 1,137	79.2
1,138 — 1,148	79.1
1,149 — 1,159	79.0
1,160 — 1,171	78.9
1,172 — 1,183	78.8
1,184 — 1,195	78.7
1,196 — 1,207	78.6
1,208 — 1,219	78.5
1,220 — 1,232	78.4
1,233 — 1,244	78.3
1,245 — 1,257	78.2
1,258 — 1,269	78.1
1,270 — 1,282	78.0
1,283 — 1,295	77.9
1,296 — 1,309	77.8
1,310 — 1,322	77.7
1,323 — 1,336	77.6
1,337 — 1,349	77.5
1,350 — 1,363	77.4
1,364 — 1,377	77.3
1,378 — 1,391	77.2
1,392 — 1,406	77.1
1,407 — 1,420	77.0
1,421 — 1,435	76.9
1,436 — 1,450	76.8
1,451 — 1,465	76.7
1,466 — 1,480	76.6
1,481 — 1,495	76.5
1,496 — 1,511	76.4
1,512 — 1,526	76.3
1,527 — 1,542	76.2
1,543 — 1,558	76.1
1,559 — 1,575	76.0
1,576 — 1,591	75.9

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
1,592 — 1,608	75.8
1,609 — 1,625	75.7
1,626 — 1,642	75.6
1,643 — 1,659	75.5
1,660 — 1,677	75.4
1,678 — 1,694	75.3
1,695 — 1,712	75.2
1,713 — 1,730	75.1
1,731 — 1,749	75.0
1,750 — 1,767	74.9
1,768 — 1,786	74.8
1,787 — 1,805	74.7
1,806 — 1,824	74.6
1,825 — 1,844	74.5
1,845 — 1,863	74.4
1,864 — 1,883	74.3
1,884 — 1,903	74.2
1,904 — 1,924	74.1
1,925 — 1,944	74.0
1,945 — 1,965	73.9
1,966 — 1,986	73.8
1,987 — 2,008	73.7
2,009 — 2,030	73.6
2,031 — 2,051	73.5
2,052 — 2,074	73.4
2,075 — 2,096	73.3
2,097 — 2,119	73.2
2,120 — 2,142	73.1
2,143 — 2,165	73.0
2,166 — 2,189	72.9
2,190 — 2,213	72.8
2,214 — 2,237	72.7
2,238 — 2,261	72.6
2,262 — 2,286	72.5
2,287 — 2,311	72.4
2,312 — 2,337	72.3
2,338 — 2,362	72.2
2,363 — 2,388	72.1
2,389 — 2,415	72.0
2,416 — 2,441	71.9

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

別表第2

測量作業諸経費率早見表

A =	b =
462.5	-0.1266

6枚中3枚

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
2,442 — 2,468	71.8
2,469 — 2,496	71.7
2,497 — 2,523	71.6
2,524 — 2,551	71.5
2,552 — 2,580	71.4
2,581 — 2,609	71.3
2,610 — 2,638	71.2
2,639 — 2,667	71.1
2,668 — 2,697	71.0
2,698 — 2,727	70.9
2,728 — 2,758	70.8
2,759 — 2,789	70.7
2,790 — 2,820	70.6
2,821 — 2,852	70.5
2,853 — 2,884	70.4
2,885 — 2,917	70.3
2,918 — 2,950	70.2
2,951 — 2,983	70.1
2,984 — 3,017	70.0
3,018 — 3,051	69.9
3,052 — 3,086	69.8
3,087 — 3,121	69.7
3,122 — 3,157	69.6
3,158 — 3,193	69.5
3,194 — 3,230	69.4
3,231 — 3,267	69.3
3,268 — 3,304	69.2
3,305 — 3,342	69.1
3,343 — 3,381	69.0
3,382 — 3,420	68.9
3,421 — 3,459	68.8
3,460 — 3,499	68.7
3,500 — 3,540	68.6
3,541 — 3,581	68.5
3,582 — 3,622	68.4
3,623 — 3,664	68.3
3,665 — 3,707	68.2
3,708 — 3,750	68.1
3,751 — 3,794	68.0
3,795 — 3,838	67.9

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
3,839 — 3,883	67.8
3,884 — 3,929	67.7
3,930 — 3,975	67.6
3,976 — 4,022	67.5
4,023 — 4,069	67.4
4,070 — 4,118	67.3
4,119 — 4,166	67.2
4,167 — 4,216	67.1
4,217 — 4,266	67.0
4,267 — 4,316	66.9
4,317 — 4,368	66.8
4,369 — 4,420	66.7
4,421 — 4,472	66.6
4,473 — 4,526	66.5
4,527 — 4,580	66.4
4,581 — 4,635	66.3
4,636 — 4,690	66.2
4,691 — 4,747	66.1
4,748 — 4,804	66.0
4,805 — 4,862	65.9
4,863 — 4,921	65.8
4,922 — 4,980	65.7
4,981 — 5,041	65.6
5,042 — 5,102	65.5
5,103 — 5,164	65.4
5,165 — 5,227	65.3
5,228 — 5,290	65.2
5,291 — 5,355	65.1
5,356 — 5,420	65.0
5,421 — 5,487	64.9
5,488 — 5,554	64.8
5,555 — 5,622	64.7
5,623 — 5,691	64.6
5,692 — 5,762	64.5
5,763 — 5,833	64.4
5,834 — 5,905	64.3
5,906 — 5,978	64.2
5,979 — 6,052	64.1
6,053 — 6,127	64.0
6,128 — 6,203	63.9

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

平成27年3月31日迄起工適用

別表第2

測量作業諸経費率早見表

A =	b =
462.5	-0.1266

6枚中4枚

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
6,204 — 6,281	63.8
6,282 — 6,359	63.7
6,360 — 6,438	63.6
6,439 — 6,519	63.5
6,520 — 6,601	63.4
6,602 — 6,684	63.3
6,685 — 6,768	63.2
6,769 — 6,853	63.1
6,854 — 6,939	63.0
6,940 — 7,027	62.9
7,028 — 7,116	62.8
7,117 — 7,206	62.7
7,207 — 7,298	62.6
7,299 — 7,391	62.5
7,392 — 7,485	62.4
7,486 — 7,580	62.3
7,581 — 7,677	62.2
7,678 — 7,776	62.1
7,777 — 7,875	62.0
7,876 — 7,976	61.9
7,977 — 8,079	61.8
8,080 — 8,183	61.7
8,184 — 8,289	61.6
8,290 — 8,396	61.5
8,397 — 8,505	61.4
8,506 — 8,615	61.3
8,616 — 8,727	61.2
8,728 — 8,840	61.1
8,841 — 8,956	61.0
8,957 — 9,072	60.9
9,073 — 9,191	60.8
9,192 — 9,312	60.7
9,313 — 9,434	60.6
9,435 — 9,558	60.5
9,559 — 9,683	60.4
9,684 — 9,811	60.3
9,812 — 9,941	60.2
9,942 — 10,072	60.1
10,073 — 10,206	60.0
10,207 — 10,341	59.9

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
10,342 — 10,479	59.8
10,480 — 10,618	59.7
10,619 — 10,760	59.6
10,761 — 10,904	59.5
10,905 — 11,050	59.4
11,051 — 11,198	59.3
11,199 — 11,348	59.2
11,349 — 11,501	59.1
11,502 — 11,656	59.0
11,657 — 11,813	58.9
11,814 — 11,973	58.8
11,974 — 12,135	58.7
12,136 — 12,300	58.6
12,301 — 12,467	58.5
12,468 — 12,637	58.4
12,638 — 12,810	58.3
12,811 — 12,985	58.2
12,986 — 13,162	58.1
13,163 — 13,343	58.0
13,344 — 13,526	57.9
13,527 — 13,712	57.8
13,713 — 13,901	57.7
13,902 — 14,093	57.6
14,094 — 14,288	57.5
14,289 — 14,486	57.4
14,487 — 14,687	57.3
14,688 — 14,891	57.2
14,892 — 15,099	57.1
15,100 — 15,310	57.0
15,311 — 15,524	56.9
15,525 — 15,741	56.8
15,742 — 15,962	56.7
15,963 — 16,186	56.6
16,187 — 16,414	56.5
16,415 — 16,645	56.4
16,646 — 16,881	56.3
16,882 — 17,120	56.2
17,121 — 17,362	56.1
17,363 — 17,609	56.0
17,610 — 17,860	55.9

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

平成27年3月31日迄起工適用

別表第2

測量作業諸経費率早見表

A =	b =
462.5	-0.1266

6枚中5枚

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
17,861 — 18,114	55.8
18,115 — 18,373	55.7
18,374 — 18,636	55.6
18,637 — 18,903	55.5
18,904 — 19,174	55.4
19,175 — 19,450	55.3
19,451 — 19,731	55.2
19,732 — 20,016	55.1
20,017 — 20,305	55.0
20,306 — 20,599	54.9
20,600 — 20,898	54.8
20,899 — 21,202	54.7
21,203 — 21,511	54.6
21,512 — 21,825	54.5
21,826 — 22,145	54.4
22,146 — 22,469	54.3
22,470 — 22,799	54.2
22,800 — 23,134	54.1
23,135 — 23,475	54.0
23,476 — 23,822	53.9
23,823 — 24,174	53.8
24,175 — 24,532	53.7
24,533 — 24,897	53.6
24,898 — 25,267	53.5
25,268 — 25,643	53.4
25,644 — 26,026	53.3
26,027 — 26,416	53.2
26,417 — 26,811	53.1
26,812 — 27,214	53.0
27,215 — 27,623	52.9
27,624 — 28,040	52.8
28,041 — 28,463	52.7
28,464 — 28,894	52.6
28,895 — 29,332	52.5
29,333 — 29,777	52.4
29,778 — 30,231	52.3
30,232 — 30,692	52.2
30,693 — 31,160	52.1
31,161 — 31,637	52.0
31,638 — 32,123	51.9

直接測量費 (千円)より (千円)まで	諸経費率 (%)
32,124 — 32,616	51.8
32,617 — 33,118	51.7
33,119 — 33,629	51.6
33,630 — 34,149	51.5
34,150 — 34,678	51.4
34,679 — 35,216	51.3
35,217 — 35,763	51.2
35,764 — 36,321	51.1
36,322 — 36,887	51.0
36,888 — 37,464	50.9
37,465 — 38,051	50.8
38,052 — 38,649	50.7
38,650 — 39,257	50.6
39,258 — 39,876	50.5
39,877 — 40,506	50.4
40,507 — 41,147	50.3
41,148 — 41,799	50.2
41,800 — 42,464	50.1
42,465 — 43,140	50.0
43,141 — 43,828	49.9
43,829 — 44,529	49.8
44,530 — 45,242	49.7
45,243 — 45,969	49.6
45,970 — 46,708	49.5
46,709 — 47,461	49.4
47,462 — 48,227	49.3
48,228 — 49,008	49.2
49,009 — 49,803	49.1
49,804 — 50,612	49.0
50,613 — 51,436	48.9
51,437 — 52,276	48.8
52,277 — 53,130	48.7
53,131 — 54,001	48.6
54,002 — 54,888	48.5
54,889 — 55,791	48.4
55,792 — 56,711	48.3
56,712 — 57,648	48.2
57,649 — 58,602	48.1
58,603 — 59,575	48.0
59,576 — 60,565	47.9

(注) この表における直接測量費は成果検定費を除いたものである。

測量調査についての運用

	項 目	業 務 名	備 考
測 量 調 査	測量計画に関する 測量調査	基準点測量等の測量計画 宇宙技術等を用いた測量計画 地上写真等による調査の計画 リモートセンシングによる調査計画 新測量技術の総合評価	
	地図作成に関する 測量調査	地図情報の自動解析 画像情報の自動解析 各種地図データ利用のためのGISの構築 衛星画像の解析 地図投影法の設計 主題図の設計	
	地域開発関連の 測量調査	広域開発計画における画像情報による調査解析 広域開発計画における地図情報による調査解析 地図情報による用地管理の調査解析 地図情報による地下空間開発のための調査解析 海底地形・地質の面的調査解析	
	施設管理関連の 測量調査	画像情報による水資源等の調査解析 GISによる施設管理システムの構築 ダム周辺地盤の変動量の調査解析 構造物等の変位調査解析 画像情報による河川流量・交通量の自動解析システムの設計 画像解析による構造物の空洞・亀裂等調査解析 GISによる道路管理のための解析 GISによる河川管理のための解析 GISによる砂防管理のための解析 GISによる上下水道管理のための解析	
	防災関連の測量調査	写真による災害状況の調査 リモートセンシングによる災害調査 写真測量による火山噴出量の解析 GISによる災害予測の解析（水害，火災，震災，津波等） 地盤沈下地域の解析 地殻変動の調査解析 地図・画像情報による地滑り・崩壊地の調査解析	

測量調査についての運用

	項 目	業 務 名	備 考
測 量 調 査	測量計画に関する 測量調査	基準点測量等の測量計画 宇宙技術等を用いた測量計画 地上写真等による調査の計画 リモートセンシングによる調査計画 新測量技術の総合評価	
	地図作成に関する 測量調査	地図情報の自動解析 画像情報の自動解析 各種地図データ利用のためのGISの構築 衛星画像の解析 地図投影法の設計 主題図の設計	
	地域開発関連の 測量調査	広域開発計画における画像情報による調査解析 広域開発計画における地図情報による調査解析 地図情報による用地管理の調査解析 地図情報による地下空間開発のための調査解析 海底地形・地質の面的調査解析	
	施設管理関連の 測量調査	画像情報による水資源等の調査解析 GISによる施設管理システムの構築 ダム周辺地盤の変動量の調査解析 構造物等の変位調査解析 画像情報による河川流量・交通量の自動解析システムの設計 画像解析による構造物の空洞・亀裂等調査解析 GISによる道路管理のための解析 GISによる河川管理のための解析 GISによる砂防管理のための解析 GISによる上下水道管理のための解析	
	防災関連の測量調査	写真による災害状況の調査 リモートセンシングによる災害調査 写真測量による火山噴出量の解析 GISによる災害予測の解析（水害，火災，震災，津波等） 地盤沈下地域の解析 地殻変動の調査解析 地図・画像情報による地滑り・崩壊地の調査解析	

測量調査についての運用

	項 目	業 務 名	備 考
測 量 調 査	環境解析に関する 測量調査	沿岸海域の調査解析 大規模構造物の景観シミュレーション 大規模構造物に関する環境シミュレーション リモートセンシングによる環境調査解析 マクロ環境解析（広域・総合）	
	工事施工に関する 測量調査	CADによる工事完成モデルの解析 工事施工に伴う連続モニタリング 工事施工に伴う高精度計測 土木・建築構造物の形状調査解析 位置誘導システムの設計	
	基礎測量調査	地殻構造の調査解析 ジオイドの調査解析 海面変動の調査解析	

測量調査についての運用

	項 目	業 務 名	備 考
測 量 調 査	環境解析に関する 測量調査	沿岸海域の調査解析 大規模構造物の景観シミュレーション 大規模構造物に関する環境シミュレーション リモートセンシングによる環境調査解析 マクロ環境解析（広域・総合）	
	工事施工に関する 測量調査	CADによる工事完成モデルの解析 工事施工に伴う連続モニタリング 工事施工に伴う高精度計測 土木・建築構造物の形状調査解析 位置誘導システムの設計	
	基礎測量調査	地殻構造の調査解析 ジオイドの調査解析 海面変動の調査解析	

1-4-2 変化率の積算

1. 変化率

変化率は、相互に独立であると仮定し、代数和の形で種々の条件を取り入れる。すなわち直接作業費単価は各条件に対応する変化率の代数和に1を加えた値を標準単価に乗じて決める。

変化率は、それぞれの条件における標準値を示すもので、自ずから若干の幅がある。従って実際の適用にあたっては、測量作業諸条件を十分加味して、実際の積算を行われたい。条件が二つ以上にまたがる測量作業の場合は、延長、面積、作業量等のうち適当なものを「重み」とした重量平均値（小数点以下2位）を用いる。

縮尺は通常用いられるものについて作成してあるので、その中間のものが必要なときは、その前後の縮尺を参考に、また、本歩掛表より大きな縮尺、小さな縮尺のものについては、別途に検討のうえ積算する。

なお、縮尺別の変化率を与えていない測量は、縮尺による変化率の増減はないものとしている。

[変化率計算の1例（距離を重量とした場合）]

延長20kmの路線測量において地域が下図のように分かれている場合は、変化率表を参照して、次のとおりとなる。

大市街地 (平地) 3km	市街地乙 (平地) 9km	耕地 (平地) 6km	都市近郊 (丘陵地) 2km
---------------------	---------------------	-------------------	----------------------

$$\text{変化率} = \frac{1.0 \times 3 + 0.3 \times 9 + 0.0 \times 6 + 0.3 \times 2}{3 + 9 + 6 + 2} = \frac{6.3}{20} = 0.32$$

$$1 + \text{変化率} = 1.32$$

2. 地域区分

地域区分の標準は次のように定める。

(1) 地物による分類

- ①大市街地 人口約100万人以上の大都市の中心部。（家屋密度90%程度）
- ②市街地（甲） 人口約50万人以上の大都市の中心部。（家屋密度80%程度）
- ③市街地（乙） 上記以外の都市部。（家屋密度60%程度）
- ④都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域。（家屋密度40%程度）
- ⑤耕地 耕地及びこれに類似した所で農地でなくともこの中に含む。
（家屋密度20%程度以下）
- ⑥原野 木が少なく視通のよい所。
- ⑦森林 木が多く視通の悪い所。

(2) 地形による分類

- ①平地 平坦な地域。
- ②丘陵地 ゆるやかな起伏のある地形。
- ③低山地 相当勾配のある地形。あるいは、標高1,000m未満の山地。
- ④高山地 急峻な地形。あるいは、標高1,000m以上の山地。

1-4-2 変化率の積算

1. 変化率

変化率は、相互に独立であると仮定し、代数和の形で種々の条件を取り入れる。すなわち直接作業費単価は各条件に対応する変化率の代数和に1を加えた値を標準単価に乗じて決める。

変化率は、それぞれの条件における標準値を示すもので、自ずから若干の幅がある。従って実際の適用にあたっては、測量作業諸条件を十分加味して、実際の積算を行われたい。条件が二つ以上にまたがる測量作業の場合は、延長、面積、作業量等のうち適当なものを「重み」とした重量平均値（小数点以下2位）を用いる。

縮尺は通常用いられるものについて作成してあるので、その中間のものが必要なときは、その前後の縮尺を参考に、また、本歩掛表より大きな縮尺、小さな縮尺のものについては、別途に検討のうえ積算する。

なお、縮尺別の変化率を与えていない測量は、縮尺による変化率の増減はないものとしている。

[変化率計算の1例（距離を重量とした場合）]

延長20kmの路線測量において地域が下図のように分かれている場合は、変化率表を参照して、次のとおりとなる。

大市街地 (平地) 3km	市街地乙 (平地) 9km	耕地 (平地) 6km	都市近郊 (丘陵地) 2km
---------------------	---------------------	-------------------	----------------------

$$\text{変化率} = \frac{1.0 \times 3 + 0.3 \times 9 + 0.0 \times 6 + 0.3 \times 2}{3 + 9 + 6 + 2} = \frac{6.3}{20} = 0.32$$

$$1 + \text{変化率} = 1.32$$

2. 地域区分

地域区分の標準は次のように定める。

(1) 地物による分類

- ①大市街地 人口約100万人以上の大都市の中心部。（家屋密度90%程度）
- ②市街地（甲） 人口約50万人以上の大都市の中心部。（家屋密度80%程度）
- ③市街地（乙） 上記以外の都市部。（家屋密度60%程度）
- ④都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域。（家屋密度40%程度）
- ⑤耕地 耕地及びこれに類似した所で農地でなくともこの中に含む。
（家屋密度20%程度以下）
- ⑥原野 木が少なく視通のよい所。
- ⑦森林 木が多く視通の悪い所。

(2) 地形による分類

- ①平地 平坦な地域。
- ②丘陵地 ゆるやかな起伏のある地形。
- ③低山地 相当勾配のある地形。あるいは、標高1,000m未満の山地。
- ④高山地 急峻な地形。あるいは、標高1,000m以上の山地。

平成27年4月1日以降起工適用

1-4-3 技術管理費の積算

技術管理費は、精度管理費に成果検定費を加えたものとする。

$$(\text{技術管理費}) = (\text{精度管理費}) + (\text{成果検定費})$$

1. 精度管理費

精度管理費は、精度管理、機械器具の検定に必要な経費であり、直接測量費のうち人件費等及び機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。

$$(\text{精度管理費}) = \{ (\text{人件費等}) + (\text{機械経費}) \} \times (\text{精度管理費係数})$$

なお、精度管理費係数は、表-1によるものとするが、その内容が技術的に極めて高度であるか、または極めて複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増すことができる。

2. 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。

$$(\text{成果検定費}) = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$$

1-4-3 技術管理費の積算

技術管理費は、精度管理費に成果検定費を加えたものとする。

$$(\text{技術管理費}) = (\text{精度管理費}) + (\text{成果検定費})$$

1. 精度管理費

精度管理費は、精度管理、機械器具の検定に必要な経費であり、直接測量費のうち人件費等及び機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。

$$(\text{精度管理費}) = \{ (\text{人件費等}) + (\text{機械経費}) \} \times (\text{精度管理費係数})$$

なお、精度管理費係数は、表-1によるものとするが、その内容が技術的に極めて高度であるか、または極めて複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増すことができる。

2. 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。

$$(\text{成果検定費}) = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$$

表－1 精度管理費係数

測 量 作 業 種 別		精度管理費 係 数	
基準点測量	1 級 基 準 点 測 量	0.10	
	2 級 基 準 点 測 量	0.09	
	3 級 基 準 点 測 量	0.09	
	4 級 基 準 点 測 量	0.09	
	1 級 水 準 測 量	0.09	
	2 級 水 準 測 量	0.09	
	3 級 水 準 測 量	0.09	
	4 級 水 準 測 量	0.09	
応 用 測 量	路 線 測 量 (用地幅杭設置測量は除く)	0.10	
	河 川 測 量	0.10	
	深 浅 測 量	0.09	
	用 地 測 量 (境界測量は除く)	0.07	
地 形 測 量	空中写真測量	撮 影 (デジタル)	0.05
		対空標識の設置	0.03
		標定点測量	0.02
		刺 針	0.06
		簡易水準測量	0.05
		同時調整	0.05
		数値図化 (地図情報レベル 1000)	0.07
		数値図化 (地図情報レベル 2500)	0.03
	現 地 測 量	0.05	
	航 空 レ ー ザ 測 量 (地図情報レベル 1000)	0.03	

- (注) 1. 路線測量の作業計画, 現地踏査, 伐採, 打合せ協議は精度管理費係数の対象としない。
 2. 河川測量の作業計画, 現地踏査は精度管理費係数の対象としない。
 3. 深浅測量の作業計画は精度管理費係数の対象としない。
 4. (1) 用地測量の作業計画, 現地踏査, 公図等の転写, 地積測量図転写, 土地の登記記録調査, 建物の登記記録調査, 権利者確認調査(当初), 権利者確認調査(追跡), 公図等転写連続図作成, 境界確認, 土地境界確認書作成, 用地境界仮杭設置, 用地境界杭設置, 土地調書作成, 打合せ協議は精度管理費係数の対象としない。
 (2) 用地測量(公共用地境界確定協議)の公共用地管理者との打合せ, 依頼書作成, 協議書作成は精度管理費係数の対象としない。
 (3) 用地測量の境界測量については, 精度管理を境界点間測量において実施するので, 精度管理費係数から境界測量を除く。

表－1 精度管理費係数

測 量 作 業 種 別		精度管理費 係 数	
基準点測量	1 級 基 準 点 測 量	0.10	
	2 級 基 準 点 測 量	0.09	
	3 級 基 準 点 測 量	0.09	
	4 級 基 準 点 測 量	0.09	
	1 級 水 準 測 量	0.09	
	2 級 水 準 測 量	0.09	
	3 級 水 準 測 量	0.09	
	4 級 水 準 測 量	0.09	
応 用 測 量	路 線 測 量 (用地幅杭設置測量は除く)	0.10	
	河 川 測 量	0.10	
	深 浅 測 量	0.09	
	用 地 測 量 (境界測量は除く)	0.07	
地 形 測 量	空中写真測量	撮 影 (デジタル)	0.05
		対空標識の設置	0.03
		標定点測量	0.02
		刺 針	0.06
		簡易水準測量	0.05
		同時調整	0.05
		数値図化 (地図情報レベル 1000)	0.07
		数値図化 (地図情報レベル 2500)	0.03
	現 地 測 量	0.05	
	航 空 レ ー ザ 測 量 (地図情報レベル 1000)	0.03	

- (注) 1. 路線測量の作業計画, 現地踏査, 伐採, 打合せ協議は精度管理費係数の対象としない。
 2. 河川測量の作業計画, 現地踏査は精度管理費係数の対象としない。
 3. 深浅測量の作業計画は精度管理費係数の対象としない。
 4. (1) 用地測量の作業計画, 現地踏査, 公図等の転写, 地積測量図転写, 土地の登記記録調査, 建物の登記記録調査, 権利者確認調査(当初), 権利者確認調査(追跡), 公図等転写連続図作成, 境界確認, 土地境界確認書作成, 用地境界仮杭設置, 用地境界杭設置, 土地調書作成, 打合せ協議は精度管理費係数の対象としない。
 (2) 用地測量(公共用地境界確定協議)の公共用地管理者との打合せ, 依頼書作成, 協議書作成は精度管理費係数の対象としない。
 (3) 用地測量の境界測量については, 精度管理を境界点間測量において実施するので, 精度管理費係数から境界測量を除く。

平成27年4月1日以降起工適用

1-5 近接して発注したい場合の積算

原則として調整計算はしないものとする。

1-5 近接して発注したい場合の積算

原則として調整計算はしないものとする。

1-3 地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

(1) 地質調査業務費

$$\begin{aligned} \text{地質調査業務費} &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

1) 一般調査業務費

$$\begin{aligned} \text{一般調査業務費} &= \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} \\ &= \{ \text{対象額} \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} \end{aligned}$$

$$\text{なお } \{ \text{対象額} \} = \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \}$$

2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1または別表第2により対象額（直接調査費＋間接調査費）ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については「設計業務等積算基準」による。

1-3 地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は、次の積算方式によって積算する。

(1) 地質調査業務費

$$\begin{aligned} \text{地質調査業務費} &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

1) 一般調査業務費

$$\begin{aligned} \text{一般調査業務費} &= \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} \\ &= \{ \text{対象額} \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} \end{aligned}$$

$$\text{なお } \{ \text{対象額} \} = \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \}$$

2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1により対象額（直接調査費＋間接調査費）ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。

3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については「設計業務等積算基準」による。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	47.1%	385.8	-0.1523	28.0%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A，b：変数値

（注） 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A，b：変数値

（注） 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

平成27年4月1日以降起工適用

別表第2

地質調査 諸経费率（一般調査業務費）早見表

A =	b =
385.8	-0.1523

3枚中 1枚

対 象 額		諸経费率 (%)
(千円) より	(千円) まで	
0	— 1,000	47.1
1,001	— 1,014	47.0
1,015	— 1,028	46.9
1,029	— 1,042	46.8
1,043	— 1,057	46.7
1,058	— 1,072	46.6
1,073	— 1,087	46.5
1,088	— 1,103	46.4
1,104	— 1,119	46.3
1,120	— 1,135	46.2
1,136	— 1,151	46.1
1,152	— 1,168	46.0
1,169	— 1,184	45.9
1,185	— 1,202	45.8
1,203	— 1,219	45.7
1,220	— 1,237	45.6
1,238	— 1,255	45.5
1,256	— 1,273	45.4
1,274	— 1,291	45.3
1,292	— 1,310	45.2
1,311	— 1,330	45.1
1,331	— 1,349	45.0
1,350	— 1,369	44.9
1,370	— 1,389	44.8
1,390	— 1,410	44.7
1,411	— 1,431	44.6
1,432	— 1,452	44.5
1,453	— 1,474	44.4
1,475	— 1,496	44.3
1,497	— 1,518	44.2
1,519	— 1,541	44.1
1,542	— 1,564	44.0
1,565	— 1,588	43.9
1,589	— 1,612	43.8
1,613	— 1,636	43.7
1,637	— 1,661	43.6
1,662	— 1,686	43.5
1,687	— 1,712	43.4
1,713	— 1,738	43.3
1,739	— 1,765	43.2

対 象 額		諸経费率 (%)
(千円) より	(千円) まで	
1,766	— 1,792	43.1
1,793	— 1,819	43.0
1,820	— 1,847	42.9
1,848	— 1,876	42.8
1,877	— 1,905	42.7
1,906	— 1,935	42.6
1,936	— 1,965	42.5
1,966	— 1,995	42.4
1,996	— 2,027	42.3
2,028	— 2,058	42.2
2,059	— 2,091	42.1
2,092	— 2,124	42.0
2,125	— 2,157	41.9
2,158	— 2,191	41.8
2,192	— 2,226	41.7
2,227	— 2,262	41.6
2,263	— 2,298	41.5
2,299	— 2,334	41.4
2,335	— 2,372	41.3
2,373	— 2,410	41.2
2,411	— 2,449	41.1
2,450	— 2,488	41.0
2,489	— 2,529	40.9
2,530	— 2,570	40.8
2,571	— 2,611	40.7
2,612	— 2,654	40.6
2,655	— 2,697	40.5
2,698	— 2,742	40.4
2,743	— 2,787	40.3
2,788	— 2,832	40.2
2,833	— 2,879	40.1
2,880	— 2,927	40.0
2,928	— 2,975	39.9
2,976	— 3,025	39.8
3,026	— 3,075	39.7
3,076	— 3,127	39.6
3,128	— 3,179	39.5
3,180	— 3,233	39.4
3,234	— 3,287	39.3
3,288	— 3,343	39.2

(注) 対象額は、直接調査費＋間接調査費

平成27年3月31日迄工適用

地質調査 諸経費率（一般調査業務費）早見表

A =	b =
385.8	-0.1523

3 枚中 2 枚

対 象 額		諸経費率 (%)
(千円) より	(千円) まで	
3,344	— 3,399	39.1
3,400	— 3,457	39.0
3,458	— 3,516	38.9
3,517	— 3,576	38.8
3,577	— 3,637	38.7
3,638	— 3,700	38.6
3,701	— 3,763	38.5
3,764	— 3,828	38.4
3,829	— 3,894	38.3
3,895	— 3,962	38.2
3,963	— 4,031	38.1
4,032	— 4,101	38.0
4,102	— 4,173	37.9
4,174	— 4,246	37.8
4,247	— 4,320	37.7
4,321	— 4,396	37.6
4,397	— 4,474	37.5
4,475	— 4,553	37.4
4,554	— 4,634	37.3
4,635	— 4,717	37.2
4,718	— 4,801	37.1
4,802	— 4,887	37.0
4,888	— 4,975	36.9
4,976	— 5,064	36.8
5,065	— 5,156	36.7
5,157	— 5,249	36.6
5,250	— 5,344	36.5
5,345	— 5,442	36.4
5,443	— 5,541	36.3
5,542	— 5,642	36.2
5,643	— 5,746	36.1
5,747	— 5,852	36.0
5,853	— 5,960	35.9
5,961	— 6,070	35.8
6,071	— 6,183	35.7
6,184	— 6,298	35.6
6,299	— 6,415	35.5
6,416	— 6,536	35.4
6,537	— 6,658	35.3
6,659	— 6,784	35.2

対 象 額		諸経費率 (%)
(千円) より	(千円) まで	
6,785	— 6,912	35.1
6,913	— 7,043	35.0
7,044	— 7,176	34.9
7,177	— 7,313	34.8
7,314	— 7,453	34.7
7,454	— 7,596	34.6
7,597	— 7,742	34.5
7,743	— 7,891	34.4
7,892	— 8,043	34.3
8,044	— 8,199	34.2
8,200	— 8,359	34.1
8,360	— 8,522	34.0
8,523	— 8,688	33.9
8,689	— 8,859	33.8
8,860	— 9,033	33.7
9,034	— 9,211	33.6
9,212	— 9,394	33.5
9,395	— 9,580	33.4
9,581	— 9,771	33.3
9,772	— 9,966	33.2
9,967	— 10,166	33.1
10,167	— 10,370	33.0
10,371	— 10,579	32.9
10,580	— 10,793	32.8
10,794	— 11,012	32.7
11,013	— 11,236	32.6
11,237	— 11,465	32.5
11,466	— 11,700	32.4
11,701	— 11,940	32.3
11,941	— 12,186	32.2
12,187	— 12,438	32.1
12,439	— 12,696	32.0
12,697	— 12,960	31.9
12,961	— 13,230	31.8
13,231	— 13,507	31.7
13,508	— 13,791	31.6
13,792	— 14,081	31.5
14,082	— 14,379	31.4
14,380	— 14,684	31.3
14,685	— 14,996	31.2

(注) 対象額は、直接調査費＋間接調査費

平成27年3月31日迄起工適用

地質調査 諸経费率（一般調査業務費）早見表

A =	b =
385.8	-0.1523

3 枚中 3 枚

対 象 額		諸経费率 (%)
(千円) より	(千円) まで	
14,997	— 15,316	31.1
15,317	— 15,644	31.0
15,645	— 15,980	30.9
15,981	— 16,324	30.8
16,325	— 16,677	30.7
16,678	— 17,039	30.6
17,040	— 17,410	30.5
17,411	— 17,790	30.4
17,791	— 18,180	30.3
18,181	— 18,579	30.2
18,580	— 18,989	30.1
18,990	— 19,409	30.0
19,410	— 19,840	29.9
19,841	— 20,282	29.8
20,283	— 20,736	29.7
20,737	— 21,201	29.6
21,202	— 21,678	29.5
21,679	— 22,167	29.4
22,168	— 22,670	29.3
22,671	— 23,185	29.2
23,186	— 23,715	29.1
23,716	— 24,258	29.0
24,259	— 24,815	28.9
24,816	— 25,387	28.8
25,388	— 25,975	28.7
25,976	— 26,578	28.6
26,579	— 27,197	28.5
27,198	— 27,834	28.4
27,835	— 28,487	28.3
28,488	— 29,158	28.2
29,159	— 29,847	28.1
29,848	—	28.0
3 千万円以上		28.0

(注) 対象額は、直接調査費＋間接調査費

平成27年3月31日迄起工適用

(イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1. 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については本基準及び土木関係委託設計単価表または福島県旅費条例及び関係規則により積算するものとする

2のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

(イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1. 建設コンサルタントに委託する場合

イ 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

ロ 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、2のイの(ロ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については本基準及び土木関係委託設計単価表または福島県旅費条例及び関係規則により積算するものとする

2のイの(ロ)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

平成27年4月1日以降起工適用

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \text{直前の請負代金額} / \text{直前の官積算金額}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \text{直前の請負代金額} / \text{直前の官積算金額}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。